

令和6年12月20日(金)
第3回舞鶴市子ども・若者支援会議
当日配布資料

舞鶴市こども計画 (案)

目次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画期間	4
4. 計画の対象	4

第2章 舞鶴市の子どもや子育て家庭を取り巻く環境

前回の会議でご説明した内容ですので
今回は省略しております。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 育てたい子ども像	5
2. 政策目標	5

第4章 実施計画（施策の展開）

1. 施策の体系	6
2. 施策・サービスの展開	7
[施策1] みんなでつくる「こどもまんなか社会」の実現	7
[施策2] こどもと親を支える保健・医療・福祉の充実	10
[施策3] 子育て家庭への支援の充実	13
[施策4] 配慮を必要とするこどもや、家庭への支援の充実	17
[施策5] 安心して子育てできるまちづくり	20

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

令和5年4月1日「こども基本法」の施行と同時に、こども家庭庁が創設され、これまで内閣府や厚生労働省に分散していた、子ども・子育て支援事業計画や少子化対策を含むこども政策を、こども家庭庁に一本化することとなりました。

令和5年12月には、こども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子どもの貧困対策に関する大綱」が束ねられ、こども大綱に一元化されています。

本市では、令和2（2020）年3月に、「第2期夢・未来・希望輝く『舞鶴っ子』育成プラン」を策定し、「親育ち・多世代にわたる子育てエンパワーメントの向上」、「こどもと健やかな育ちを支える支援」、「配慮が必要なこどもと家族等への支援」、「身近な地域での子育て支援・青少年の成長支援の推進」の4つを基本的な施策の方向として位置付け、こども・子育てに関する施策を実施してきたところです。

この間における本市の状況は、出生数の減少、転出者の増加などにより、全体の人口減少が続いています。また、出産や子育てに負担や不安、孤立感を感じている親の増加をはじめ、こども・若者の第三の居場所が求められるなど、こども・子育てを取り巻く環境は大きく変化してきています。

これらのことを踏まえ、本市においても、こどもまんなか社会の実現に向けて、こども・若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、すべてのこども・若者の健やかな成長を目指し、「舞鶴市こども計画（以下「本計画」という。）を策定し、子ども・子育て支援事業に関する事業量等を定めるとともに、こども・若者に関する施策を総合的に推進していきます。

2 計画の位置付け

本計画は、「こども基本法」第10条に基づく「市町村こども計画」とし、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画（第3期夢・未来・希望輝く『舞鶴っ子』育成プラン）」を一体として策定する計画です。

加えて、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」、さらに、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第2項に基づく「子どもの貧困対策についての計画」を内包した、本市のこども・子育て・若者支援にかかる総合的な計画として策定するものです。

なお、本計画は、第7次舞鶴市総合計画を上位計画とし、舞鶴市教育振興大綱、舞鶴市乳幼児教育ビジョン、舞鶴市地域福祉計画、舞鶴市健康増進計画、舞鶴市障害者福祉計画・障害福祉計画、舞鶴市男女共同参画計画など、本市の他の計画に掲げられ実施されている各種施策等とも密接に関連していることから、関係する部署等とも連携を図りながら事業を推進していきます。

<参考> 各種計画等との関連図

第7次舞鶴市総合計画



舞鶴市 こども計画 (こども基本法) 第10条	夢・未来・希望輝く「舞鶴っ子」育成プラン	子ども・子育て支援法第61条
	次世代育成支援対策推進行動計画	次世代育成支援対策推進法第8条
	子どもの貧困対策についての計画	子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条



市の関連施策

- 舞鶴市教育振興大綱
- 舞鶴市乳幼児教育ビジョン
- 舞鶴市地域福祉計画

- 舞鶴市健康増進計画
- 舞鶴市障害者福祉計画・障害福祉計画
- 舞鶴市男女共同参画計画 等

<参考>関係法令

「こども基本法」

(都道府県こども計画等)

第10条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

「子ども・子育て支援法」

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に則して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

「次世代育成支援対策推進法」

(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」

(都道府県計画等)

第9条

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする。

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和 7（2025）年度～令和 11（2030）年度の 5 年間とします。

なお、計画期間中であっても、社会経済情勢や市の状況の変化、子ども・子育て・若者のニーズ等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
第 2 期 夢、未来、希望輝く「舞鶴っ子」育成プラン ・次世代育成支援対策推進行動計画 ・子どもの貧困対策についての計画					舞鶴市こども計画 ・第 3 期 夢、未来、希望輝く「舞鶴っ子」育成プラン ・次世代育成支援対策推進行動計画 ・子どもの貧困対策についての計画				

4. 計画の対象

本計画の対象は、生まれる前から概ね 18 歳までのこどもおよびその家族と 18～39 歳の若者およびその家族とします。また、子育て支援を市と連携・協力して行う、地域、認定こども園、幼稚園および保育所（園）と学校、NPO や市民活動団体、企業等も対象とします。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 育てたいこども像

自分自身を愛し、他の人を愛し生まれ育った地域を愛する「舞鶴っ子」

こどもは、限りない能力と様々な可能性を持っています。こどもはその良さや可能性を自分の中から見出し、その内在する力を発揮できる力も備えており、保護者をはじめ大人の、その子に応じた関わりにより、その良さや可能性を最大限に発揮できるようになります。

このため、まず、こども自身が自分を愛し自分自身を認めること、そして、自分が大事にされ、愛される存在であることを実感することが必要です。

また、こどもは家族にとっても、地域にとってもかけがえのない存在で、未来をつくる力でもあります。こどもの育ちと子育てを支援することは、こどもや家族の幸せにつながるだけでなく、舞鶴の未来をつくることにもつながります。

舞鶴で生まれ、育ったこども達が、自分自身を愛し、他の人も愛することができ、安心して自分の持つ可能性を発揮できるよう、そして「舞鶴で生まれ、育って良かった」と地域への愛着がもてるような、そんなこどもを育てることを目指します。

2. 政策目標

こどもの笑顔があふれ、一人ひとりの個性が尊重されるまちづくり

こどもの健やかで豊かな成長は、誰しもの願いであり、こどもの笑顔には、明日への希望と喜びが感じられます。

また、子育てにも、喜びと感動があります。こどもにとって、笑顔や喜びとなるような子育てや子育て支援を行い、子育ての喜びを、子育ての第一義的責任を有する保護者とともに、地域全体で分かち合えるように、みんなで一緒に取り組み、笑顔があふれるまちづくりを進めます。

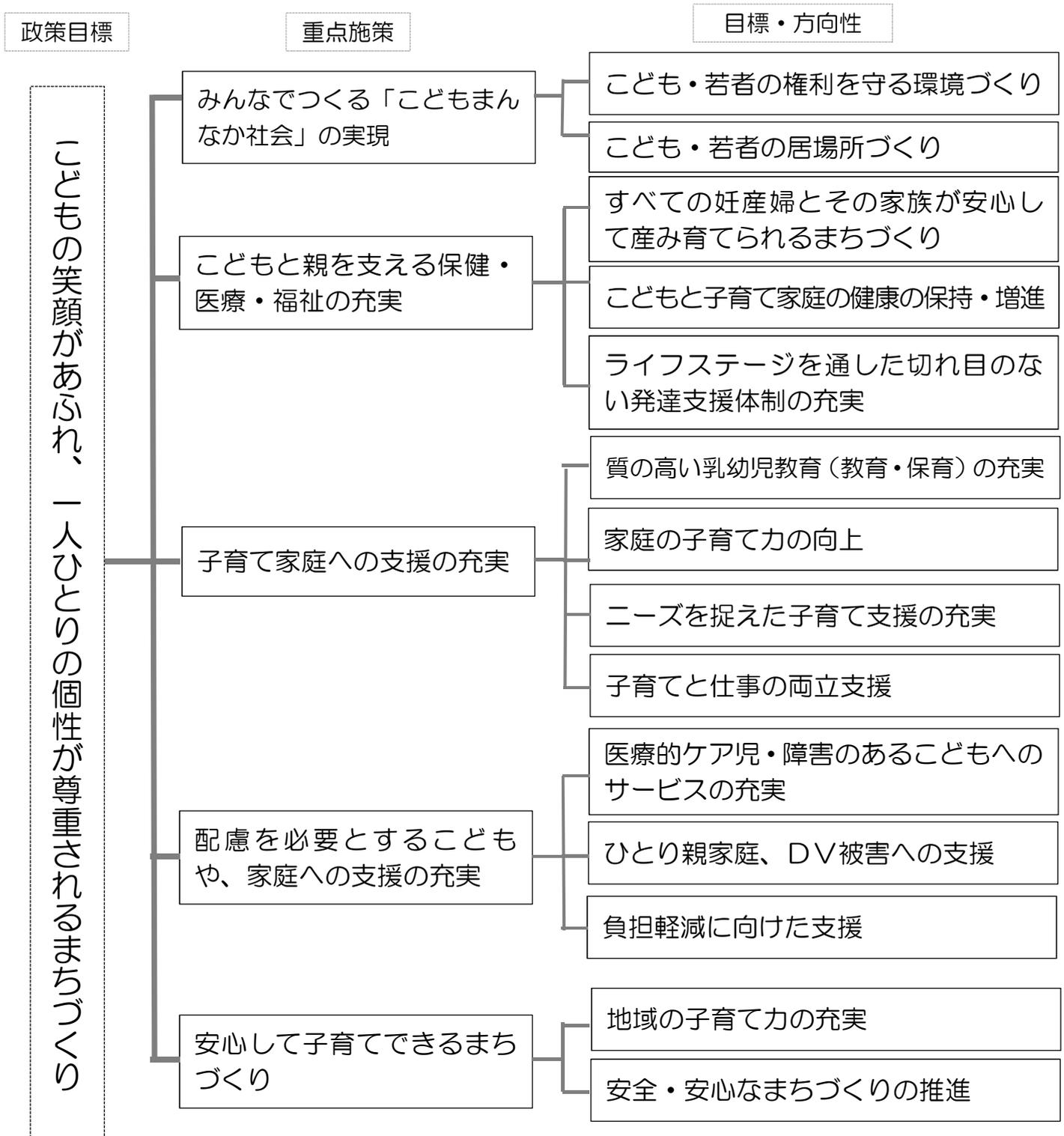
<重点施策>

- ・みんなでつくる「こどもまんなか社会」の実現
- ・こどもと親を支える保健・医療・福祉の充実
- ・子育て家庭への支援の充実
- ・配慮を必要とするこどもや、家庭への支援の充実
- ・安心して子育てできるまちづくり

第4章 実施計画（施策の展開）

1. 施策の体系

施策の推進にあたっては、「こどもの笑顔があふれ、一人ひとりの個性が尊重されるまちづくり」を政策目標に掲げ、下記の5つを重点施策として、それぞれに目標・方向性を定めて、事業を展開していくこととします。



2. 施策・サービスの展開

施策1 みんなでつくる「こどもまんなか社会」の実現

こどもまんなか社会

全てのこども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送るため、常にこども・若者の視点にたち、こどもの利益を第一に考える社会

令和5年4月に施行された“こども基本法”には第3条において、すべてのこども・若者について、その年齢及び発達程度に応じた意見表明の機会や社会的活動に参加する機会を確保することなどが基本理念として謳われています。

具体的には、対話の場やアンケート調査などを通じて意見を聴取し、こども・若者の最善の利益を考慮する中で施策に反映できたのか、反映できなかったのはなぜか、こども・若者に伝える（フィードバック）することが求められています。

本市では、計画策定過程において「こどもまんなかアンケート」として市内の小・中・高・舞鶴支援学校の児童・生徒・学生にアンケート調査を実施しましたが、これを一つの機会として捉え、支援の対象としてのみ捉えるのではなく、まちづくりのパートナーとしてともに考え、話し合い、実践していく取り組みを推進します。

(1) こども・若者の権利を守る環境づくり

アンケート調査において、「“こどもまんなか社会”と聞いてどのようなことをイメージするか」の問いに、「すべての年代において、“大人がこどもの意見をしっかり聞いてまじめに取り組んでくれる”」との回答が最も多い結果となり、また自由意見の中には「大人が絶対！ではなく、こどもにも権利がある」とする声もありました。

こども・若者の最善の利益を求める上では、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、「こども自らが権利の主体」であることを認識することが必要です。

こども・若者自らが周囲や地域の様々な人々と社会的にかかわっている、と実感できるよう日常的に意見を表明しやすい環境づくりや、地域・社会への参画の促進、気運の醸成に努めます。

また、「子どもの権利条約」や「子ども基本法」の基本理念を踏まえ、こどもが障害の有無や家庭の経済状況・時間的理由など生まれや育ちの環境で選択肢の制約、体験不足・格差が生まれないう、のびのび成長でき、安心して暮らせる“まち”となるよう取り組みを進めます。

令和4年の改正児童福祉法に基づく「こども家庭センター」においては、母子保健と児童福祉の一体的相談支援体制の強化、積極的介入、サポートプランをはじめとする新たな取り組みを推進するとともに、児童福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関・団体等で構成する地域ネットワークにより、虐待件数の減少に向けたさらなる支援を行います。

□主な取り組みの方向

○こども施策へのこども・若者の意見聴取の機会の充実

こども・若者に関わる施策の策定・実施・評価にあたっては、審議会や検討会の委員等へのこども・若者の参画や、アンケート調査・SNSを活用した意識聴取等を実施し、

参画機会の充実に努めます。

“大人がこどもの意見をしっかり聞いてまじめに取り組んでくれる”と回答したこどもの割合

	現状(R6)
小学生	44.1%
中学生	52.2%
高校生	54.8%

「令和6年度こどもまんなかアンケートの結果より」

○体験活動の創出

自然体験や社会体験、教育・文化、スポーツなどに触れる機会を提供し、こどもたちが選び、参加できるよう、「あそびあむ」でのプログラムの充実をはじめ、地域活動や市民活動団体、事業所等との連携強化により、こどもたちへの豊かな体験活動の機会を届けます。

○児童虐待の予防や改善に向けた子育て支援の充実

「こども家庭センター」における、合同ケース会議の開催やサポートプランの作成、要保護児童対策地域協議会の議論を活性化するための外部アドバイザーの出席といった、相談支援体制強化に向けた取り組みを引き続き推進するとともに、家事・養育援助事業や、親子関係の構築に向けた支援プログラムの導入など、改正児童福祉法に基づく家庭支援事業の取り組みを進めます。

(2) こども・若者の居場所づくり

全国的な児童虐待相談件数の増加や自殺するこどもの数の増加など、こどもを取り巻く環境が厳しさを増す中で、すべてのこどもが自分らしく安心して過ごせるよう、また幸せな状態で成長していけるよう、「居場所」のもつ意味はとても重要となっています。

国においては、改正児童福祉法の施行とともに、新たに児童育成支援拠点事業(学校や家以外の子どもの居場所支援)という制度が創設されています。児童の拠点となる生活の場を与え、児童や保護者への相談等を行うものとなっており、具体的には居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整などを提供するものとなっています。

一方、舞鶴市の現状として「こどもまんなかアンケート」では、市内の小・中学生・高校生とも、「ここに居たい、居心地が良い」と感じる場所は、「家(普段寝起きしている場所)」とする回答が最も多い結果となっています。

また中学生、高校生となるにつれ、オンライン空間、という回答が増加しているのも特徴的な結果となっています。

	小学生	中学生	高校生
1位	家(普段寝起きしている場所)		
2位	習い事や塾などの場所	習い事や塾などの場所	オンライン空間(SNS, オンラインゲーム等)
3位	友達の家	オンライン空間(SNS, オンラインゲーム等)	ショッピングセンターやファーストフードなどのお店

「令和6年度こどもまんなかアンケートの結果より」

しかし、「居心地が良いと感じる好きな場所はない」との回答が小学生 24 人 (0.9%)、中学生 15 人 (0.9%)、高校生 18 人 (1.6%) あり、少数ではあるものの、こういった子どもたちへの支援は重要です。

現在、舞鶴市では民間団体等の取り組みにより、こども食堂の開設・運営が少しずつ広がってきていますが、引き続き全国的な動向を踏まえながら“舞鶴市のこどもの居場所がどうあるべきか”、本市が新たに取る“居場所支援に関わる独自事業”の実施を検討していきます。

また、学齢期児童の居場所の一つとなっている“放課後児童クラブ”については児童数の減少の状況を踏まえながら、将来を見据えた適切な運営がなされるよう支援員の確保や環境整備に努めます。

□主な取り組みの方向

○こども・若者居場所づくりの支援

こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図るため、児童育成支援拠点事業を活用し、学習のサポートや進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、個々のこどもの状況に応じた支援を包括的に提供する、こどもの居場所となる場の開設を検討します。

また、こども・若者が集まれる場を提供し、さまざまな体験や交流プログラムを実践している団体に対して支援を行います。

○こども・若者まんなか活動助成事業

「こどもまんなか社会」の実践的取り組みの一つとして、こども・若者自らが主体的に考え、取り組む事業について支援を行います。

○放課後支援の充実

放課後のこどもの健やかな成長と保護者の仕事と家庭の両立支援に向け、持続可能でかつ安全・安心なこどもの居場所を確保するため、「第2期放課後こどもスマイルプラン～舞鶴市放課後児童クラブ運営計画～」に基づき、利用希望児童の増減に応じた適切な受け入れ体制を整備します。

また、支援員の処遇改善や資質の向上、申請手続きのオンライン化などについて検討を進めるとともに、計画的な施設環境の充実などに取り組みます。

特に、施設環境については、安全・安心で快適な生活及び遊びの場を確保するため、放課後児童クラブ室の環境改善（空調、手洗い場・台所設備、教室・保育室、トイレ、ロッカー、収納設備、机、椅子、遊具・園庭、防犯・防災対策、バリアフリー対策等）に努めます。

施策2 こどもと親を支える保健・医療・福祉の充実

こどもや家庭が抱えている困難をできる限り早期に発見・把握し、オーダーメイドの支援につなげていくためには、児童福祉、母子保健の機能にとどまらず、妊産婦・子育て家庭と接点をもち多様な関係機関との日常的な連携関係を構築していくことの必要性が高まっています。

地域全体のニーズ・既存の地域資源を把握するとともに、不足する地域資源については新たな担い手となり得る者を発掘・養成し、地域資源のネットワークを形成していく中で、こどもや家庭が抱えている課題に応じた適切なサービスが届けられるよう、地域一丸となって取り組みます。

(1) すべての妊産婦とその家族が安心して産み育てられるまちづくり

地域の交流の希薄化、パートナーの育児参加不足、核家族化や祖父母の高齢によるサポート不足、ひとり親家庭の増加などを背景とした「孤立」や「産後うつ」の増加といった妊産婦や乳幼児期の子育て家庭を取り巻く社会的課題に対応するため、医療機関や助産院、市民活動団体などとの緊密な連携のもと、すべての妊産婦とその家族にとって必要なサポート体制を構築するとともに、身近なところで人や支援につながる仕組みの充実など、ニーズを的確に捉えた子育て支援に取り組みます。

□主な取り組みの方向

○産前・産後支援の充実

妊娠期から産後1年未満の妊産婦及び家族を対象に、休息や身体のケア、仲間づくり等を促し、安心して妊娠期を過ごし、育児に臨めるようサポートする「産前・産後サポート事業」や、虐待のリスクの高い特定妊婦とその家庭に対し、出産後、産科医療機関で、家庭保育が可能になるよう支援する「産後集中支援事業」など、市内関係機関との連携による新たな取り組みにより、こどもとその家族に寄り添った支援を進めます。

○妊娠期からの相談支援の充実

こども家庭センターが中心となって妊娠期から18歳までのすべての子育て家庭の相談支援を実施するとともに、妊婦等包括相談支援事業に基づく伴走型相談支援をはじめ、HAPPY マタニティひろばや助産師相談・妊婦訪問・新生児訪問、こんにちは赤ちゃん事業、健やか育児相談など様々な取り組みを通して、年齢や状況に応じた様々な相談機会の充実を図り、すべての子育て家庭を応援します。

○医療サービスの提供

こどもの心と体の健やかな成長を支援するため、小児医療体制の確保に努めるとともに、不妊・不育に関する医療費の自己負担の助成、子育て支援医療費助成など、適切に医療を受けるための支援を実施します。

(2) こどもと子育て家庭の健康の保持・増進

乳幼児健康診査を通して、こどもの発育や発達、健康状態を定期的にチェックするとともに、不安を抱える保護者へ早期に対応し、こどもの健やかな成長が育まれるようサ

ポートします。

また、思春期世代の誰もが、こころとからだ、性について基礎的かつ正しい情報を入力できるように周知啓発の取り組みを進めます。

□主な取り組みの方向

○乳幼児健康診査の充実

3か月・10か月・1歳6か月・3歳児健康診査が継続的に実施できるよう体制整備に努めるとともに、令和6年度から実施している身体発育状況や栄養状態の確認、育児相談などを行う1か月児健診、さらに今後は就学を見据え、発達障害や知的障害等（以下「発達障害等」という。）のこどもの個々の発達の特性を早期に把握し、こどもとその家族に必要な支援に繋げることを目的とした「5歳児健診」について、既存の他取り組みとの整合を図りながら、実施に向けた検討を進めます。

○予防接種の接種機会の拡大、接種率の向上

ワクチンで防ぐことができる病気からこどもたちを守るため、様々な予防接種を実施するとともに、啓発・勧奨を通じて接種率の向上に取り組みます。

○性に対する正しい理解と人権教育の推進

若い世代の望まない妊娠や、DV、児童虐待、いじめ、ジェンダー格差などの社会的課題に取り組むため、保健、教育の連携により思春期からの学習の機会充実に努めます。

○歯科保健の取り組みの充実

こどもの歯と口の健康に関する正しい知識を普及するとともに、むし歯予防及び早期発見・早期治療について適切な指導を行い、歯と口の健全な育成を支援します。

○乳幼児期における食育の推進

乳幼児期から正しい食生活を身につけていくため、子育て中の保護者を対象とする食に関する指導を行い、知識の普及に努めます。

(3) ライフステージを通じた切れ目のない発達支援体制の充実

切れ目のない発達支援を効果的に実践するためには、保健、医療、福祉、保育、教育、さらには就労をも視野に入れた地域支援体制の確立（横の連携）が重要となります。

発達面で配慮が必要なこどもとその家族が将来のビジョンを描くことができるよう「乳幼児教育センター」、「こども家庭センター」が中心となり、乳幼児期から成人期までライフステージを通じて一貫した発達支援体制を充実するとともに、市内関係機関連携による地域支援体制を整え早期発見、早期支援の強化を図ります。

□主な取り組みの方向

○発達支援に係る研修の実施

保育所、幼稚園、認定こども園の保育者、放課後児童クラブの支援員、児童発達支援事業所等における研修を継続的に実施し、こどもの発達の理解と支援方法のスキルアップを図ります。また、発達支援の必要なこどもの将来像を想像し、将来必要となる能力から優先的に身につけられるようにするなど、適切な支援に取り組みます。

○継ぎ目のない支援の提供

家庭保育から保育所等への入所、保育所等から小学校への入学、小学校から中学校へ

の入学などこどものライフステージが変わる場面においては、支援者同士がつながる中で、人的・物的環境面に配慮した継ぎ目のない支援が提供できるよう努めます。

○舞鶴市発達支援体制検討会議の開催

市内関係機関による舞鶴市発達支援体制検討会議の継続的な開催により既存の取り組み内容の点検・評価を図るとともに、市の社会資源・強みを生かした支援体制、支援内容の在り方について検討し、適切かつ効果的な支援策を提言していきます。

施策3 子育て家庭への支援の充実

核家族化の進行や共働き世帯の増加など、家族形態の変容が進む中、安心して子どもを産み育てることができる環境づくり、子ども一人ひとりの豊かな育ちが実感できる環境づくり、子どもの成長を社会全体で支える環境づくりを推進し、「子育てしやすいまち」の実現に向けた取組を推進します。

(1) 質の高い乳幼児教育（教育・保育）の充実

0歳から就学前の乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な時期であるとともに、人の生涯にわたるウェルビーイングの基盤となる重要な時期であることから、乳幼児期の終わりまでに育ってほしい子どもの姿や乳幼児期に大切にしたいことなどを明確化した「舞鶴市乳幼児教育ビジョン」に基づき、子どもをまんなかにして家庭、地域、保育所・幼稚園・認定こども園、小学校、中学校、行政等がつながり、質の高い乳幼児教育の充実を図ります。

その実現に向けては、舞鶴市乳幼児教育センターを拠点として、専門職である保育所・幼稚園・認定こども園等の保育者や小・中学校教員が、公私・園校種の枠を越えて学び合う質の向上研修等に取り組み、保育者・教員の育成を目指します。

また、すべての子ども（と親）が安心して保育所、幼稚園、認定こども園に通えるよう、将来の保育ニーズ等を見据えた適正な保育を提供するとともに、「舞鶴市乳幼児教育ビジョン」に基づく乳幼児教育を目指します。

□主な取り組みの方向性

○乳幼児教育の質の維持・向上

乳幼児教育センターを中心に、保育所・幼稚園・認定こども園等の保育者や小・中学校の教員が共に学び合う公開保育等の研修や保幼小中連携等の取組などを通じて、保育者や教員の専門性の維持・向上に取り組みます。

保育所・幼稚園・認定こども園等においては、本市の豊かな自然の中で、子どもを主体とした遊びや生活、体験、様々な人とのつながりを通して、「舞鶴市乳幼児教育ビジョン」の「主体的に取り組む子ども」「自分も友達も大切にすること」「意欲的に遊ぶ子ども」の3つの育てたい子ども像を目指し、自己決定力、自己調整力、コミュニケーション力等の育てたい力、安心感、信頼感、自己肯定感等の育てたいところの育成に取り組みます。

○家庭、地域への“乳幼児教育”の周知・啓発

「舞鶴市乳幼児教育ビジョン」についてわかりやすいパンフレット等を発行したり、講演会、講座等を通じて情報発信を行ったりするなど、その周知・啓発に取り組みます。また、保育所・幼稚園・認定こども園等で、子どもが遊びを通じて育ち、学ぶ姿をわかりやすく発信していきます。

○認定こども園の普及・整備

親の就労等家庭の状況に関わらず、0歳から就学前までの一貫した質の高い乳幼児教育を提供していくため、保育所や幼稚園の認定こども園への移行を促進します。

また、老朽化が著しく、早急に抜本的な改修が必要な市立中保育所については、多様化する子育てニーズや支援の必要な家庭への対応など、公立施設として果たすべき役割と機能を備える認定こども園として整備します。整備にあたっては、乳幼児教育の推進拠点である「乳幼児教育センター」と共に中総合会館隣接地に移転させることとし、中総合

会館内のこども・子育てに関する各関係機関と連携した支援体制を構築します。

○乳幼児教育の質の向上につながる環境づくり

市全体の乳幼児教育の良好な環境づくりを促進するため、私立の保育所や幼稚園、認定こども園に対して、保育環境の整備の促進や運営支援に努めます。

また、公立の認定こども園についても、保育環境の改善（保育室、空調、照明のLED化等）に努めます。

○保育人材の確保

安定的な保育の運営、地域子ども・子育て支援事業を安定的に提供していくため、保育士、保育教諭等の確保に努めるとともに新たな保育人材を確保するため、新卒者の就業や潜在保育士の復職、さらに離職防止等に向けた取り組み等の実施・強化を図ります。

○豊かなあそびを通じた親子の育ちの推進

「子育て交流施設あそびあむ」においては、こどもと親が「五感を使った豊かなあそび」の体験を通して、健やかなこころと体の育成を目指します。

(2) 家庭の子育て力の向上

こどもにとっての家庭は、生まれてから初めて自分以外の人と出会い、集団で暮らす場であるとともに、将来にわたっての安心基地であり、またその基地から、より広い世界で他者と関わりながら、自己の力を発揮していくことを支える場所です。

また、そこで育まれる愛着の形成は、こどもの人間に対する信頼感を育み、その後の心の発達や人間関係に大きく影響し、こどもの社会性の発達に重要な役割を持つと同時に、子育てを通じて親自身も成長・成熟し、親と子が相互に育ち合っていきます。

しかし、近年は核家族化、地域コミュニティの希薄化など、社会環境が大きく変革し、ライフスタイルが多様化する中、子育てに対する負担や不安、孤立感の増加など、こどもや家庭をとりまく環境にも様々な課題が生じ、子育て、子育てに対する家庭の力が低下していると言われています。

「安心できる居場所」、「愛情や信頼関係の育成」、「社会・ルールの基礎を学ぶ」といったこどもの育ちを支える上で重要な家庭の役割をもう一度見つめ直し、親になる前の小・中・高校生の段階から、また親になってからも子育てに対する学びの機会の充実、親同士の交流の場の提供などに取り組んでいきます。

□主な取り組みの方向

○子育ての交流や学びの場の提供

親子の交流や相談、情報提供、講座等を実施し、子育て不安を軽減し前向きに子育てができるよう支援するとともに、こどもとの基本的な関わり方などについて学ぶ機会を提供します。

○親子の育ちの支援

地域子育て支援拠点などにおいて、乳幼児期に大切にしたい親子の基本的な関わり方等について学べる機会を提供します。子育て交流施設「あそびあむ」では、こどもたちとその保護者に、あそびを通して主体性や創造性、社会性などを育み、豊かな育ちを支える

取り組みを行うとともに、父親の利用が多い特徴を活かし、父親の子育て力の向上も図ります。

○次世代へのアプローチ

高等教育機関や中学校において、学生と乳幼児親子とのふれあい交流を実施し、命の大切さに気づいたり、乳幼児との具体的な関わり方を学ぶ機会を地域子育て支援拠点を中心に保健所・学校など関係機関と協働で取り組みます。

○PTA講演会や親のための応援塾等による啓発活動の充実

親の子育て力の向上につながるPTA主催の講演会や親同士の交流の場などの機会を提供します。

(3) ニーズを捉えた子育て支援の充実

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、こどもに向き合えるよう、国の動向を的確に把握し、さまざまな手段を用いてニーズを把握し、ニーズを捉えた子育て支援に取り組みます。

□主な取り組みの方向

○こども政策 DX の推進

デジタル技術の活用は、妊娠、出産、出産後の間もない期間の行政手続きを対面で申請しなければならないことの負担感を軽減することができるとともに、子育てに関わる正確な情報を入手できることから、母子保健や保育、放課後児童クラブなど各分野のDXを推進し、子育て当事者が必要な情報に素早く簡単にアクセスでき、様々な行政手続等をストレスなく行うことができる環境を整備します。

また、すでに運用を開始している子育て支援サービス「まいココ」を活用し、子育て世代が相談等しやすい環境の充実を図ります。

○行政機能の集約化

こども・子育てに関する全ての行政機能の中総合会館周辺に集約し、子育て世代の誰もが気軽に訪れ、こどもも大人も安心して遊び、学び、そして交流し、くつろぐ中で、悩みや不安を解消できる場所といった付加価値機能も併せ持つ、こどもまんなか社会における、“舞鶴市のこども施策の推進拠点”を目指します。

○すべてのこども・子育て世帯を対象とする通園支援の拡充

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付（こども誰でも通園制度）を実施します。

○地域支え合い「共生」の推進

多世代・他機関が連携した「地域共生型」の一時預かりについて検討します。民間事業者や地域、ファミリー・サポート・センターなどの市民の力を活用した子育て環境の実現のため研究していきます。

また、高校生や定年退職後の地域デビュー、中高年の社会参加など子育ての担い手養成にも取り組みます。

(4) 子育てと仕事の両立支援

国の「働き方改革」の宣言により、今まで以上に、生活と仕事を調和させることで得られる相乗効果・好循環と定義されるワーク・ライフ・バランスが注目を集めるようになっていきます。

ワーク・ライフ・バランスが保たれるよう、仕事と子育ての両立を支える子育て支援サービスを拡充するとともに、情報提供や啓発活動等により、企業における意識改革を進め、働きやすい職場づくりの促進と、男性の家事・子育てへの参加に向けた男女共同参画の意識醸成を図ります。

□主な取り組みの方向

○ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

市民一人ひとりが、子育てや地域活動など仕事以外の生活を充実させるとともに、やりがいや充実感をもって働くことができるよう、仕事と生活が両立できる環境整備に向け、市民や事業所に対して、セミナーの実施やリーフレットの作成・配布等により、ワーク・ライフ・バランスについての啓発を行います。

○性別に捉われない子育て等に関する意識の普及・啓発

男女が共に子育てをし、仕事と家庭の両立が可能となるよう、男性の育児休業取得率の向上への取り組みやもうすぐパパママ教室の実施など、男性が家事や育児に参加しやすい環境作りに取り組み、子育て等に関する意識の向上を図ります。

○仕事と育児の両立を図る働き方の選択肢を拡げる取り組みの啓発

こどもと関わりを持ちながら、ライフステージに応じた働き方ができるよう、事業所での子連れ出勤に係る啓発や、コワーキングスペースでの就労など、様々な働き方についての研究、啓発に努めます。

施策4 配慮を必要とするこどもや、家庭への支援の充実

一人ひとりのこどもの人権が尊重される社会を構築するため、配慮を必要とするこども、子育て家庭への支援の充実に努めるとともに、ひとり親家庭の生活安定や自立を図るための支援、障がいのあるこどもの自立や社会参加を図るための支援体制の充実など、特別な支援を要するこども、子育て家庭への支援の推進に努めます。

(1) 医療的ケア児・障害のあるこどもへのサービスの充実

新生児医療の充実等により医療的ケアが必要なこどもは増加傾向にあることから、医療的ケアが必要なこどもとその家族については、出産後早期からの切れ目のない連続した相談支援が求められています。

家族は、24時間常に医療的ケア児との生活を余儀なくされ「眠れない」「まとまった睡眠がとれない」「自身が体調を崩しても病院に行けない」など、自身の心と体を守ることができない状況にあたり、気軽に話せる友達や周囲に理解者がいないことによる「孤独」、就労できないことによる経済的困窮など、医療的ケア児の支援にとどまらず、その家族のニーズも捉えた包括的な支援の取り組みを推進します。

また、出生数は減少している一方で、身体、知的、発達障害等特別な配慮が必要なこどもの増加、障害の重度化・多様化がみられています。障害のあるこどもとその家族が安心して地域で暮らせるよう、障害への理解に向けた啓発に努めるとともに、保健、医療、福祉、保育、教育などの関係機関連携による、ひとり一人に対応したオーダーメイドの支援の実現に努めます。

□主な取り組みの方向

○地域の連携・サポート体制の充実

市内の関係機関がそれぞれに医療的ケア児とその家族を支援する現状や課題を共有し、必要な支援を届けられるよう「舞鶴市医療的ケア児支援連携会議」の継続的な開催などにより地域のサポート体制の充実を図ります。

○障害福祉サービス等の提供支援

医療的ケア児やその家族の個々の状況に応じて、児童発達支援や放課後等デイサービス事業などの障害福祉サービス、医療的ケア児居宅等支援事業等の利用や保育所等での受け入れに向けて支援するとともに、家族の負担を軽減し、医療的ケア児とその家族が地域の中で安心して生活できるよう、総合的な支援体制の充実に努めます。

○相談支援体制の充実

こども家庭センターにおいて、医療的ケア児を含めた全てのこどもの成長・発達、子育てに関する相談支援を切れ目なく行うとともに、関係機関との連絡調整や社会資源の情報提供等の支援を行う医療的ケア児等コーディネーターや、医療・福祉・教育などの関係機関と連携し、就園、就学、就労等、医療的ケア児の将来等を見据えながら相談支援できる体制の充実に努めます。

また、こどもや子育て家庭の様々な課題に対応するとともに、支援関係機関が円滑に連携し、包括的相談支援などを一体的に実施できるよう、重層的支援体制の整備を進めていきます。

○災害発生時への対応

災害発生時に迅速に適切に対応できるよう、医療機関や府、関係機関との連携を図

り、停電時の電源確保や、平時からの備えとして府作成の個々の状況に応じた「防災のしおり」の更新、「個別支援計画（災害時要援護者避難支援プラン）」の作成、避難生活での安全・安心の確保等に向けた体制を整備し、防災対策を推進します。

(2) ひとり親家庭、DV被害への支援

こどもの健やかな育ち、将来の進路選択の機会が、家庭の経済状況に左右されないよう、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図る施策の充実やその周知の強化を図ります。

配偶者から暴力等の事情により別居を余儀なくされるケースでも、児童扶養手当のほか各種制度が受けられるよう、適切な相談支援に取り組みます。

□主な取り組みの方向

○安心して子育てできるよう子育て当事者の支援

ひとり親が抱える課題や個別ニーズに対応し、当事者に寄り添った支援を行うとともに、各種支援制度や、手当等の手続きの案内など、自立支援につながる支援策をタイミングよくプッシュ型で情報発信する取組を強化するほか、就労支援や養育費に関する相談、キャリアアップ支援などを通じて、生活の自立、安定、向上に努めます。

○DVと児童虐待の支援

DVが起きている家庭では、こどもに対する暴力が同時に起きていることがあります。こども自身が直接暴力を受けている場合以外でも、面前DVは心理的虐待にあたり、また加害者に対する恐怖心からこどもに対する暴力を制止することができないケースもあり、関係機関が適切に連携し、支援にあたります。

(3) 負担軽減に向けた支援

こどもや子育て家庭に関わる支援者が生活困難を抱えるこどもや保護者を確実に必要な支援につなぐことができるよう、関係機関等との連携により、各種負担軽減に係る取組を総合的に推進します。

□主な取り組みの方向

○学習支援の推進

経済的に困難な状況にある世帯等のこどもを対象に、学習習慣の定着や基礎学力の向上を図るために、学習を支援する取組を推進します。

また、学習支援の取組はこどもの居場所支援の取組にも寄与することから、こども食堂などとの連携を図ります。

○生活の安定支援

経済的に困難な状況にある世帯では、親のみならず、こどもの生活習慣や人間関係などに影響が出る可能性があることが指摘されているため、成長段階の早い時期からの生活習慣の確立に向けた施策を実施します。

○保護者の就労支援

安心して生活が送れるよう、保護者の就労に向けた各種支援を実施します。

○経済的支援

生活保護世帯やひとり親家庭等の経済的に困難な状況にある家庭に対し、各種支援

や助成を実施します。

施策5 安心して子育てできるまちづくり

子育て世帯が住みやすく、かつ、こどもたちが育ちやすい環境を整えるため、地域総がかりで支援し、地域における身近な交流の場の確保や、地域の市民団体や関係機関との連携強化に努めます。

(1) 地域の子育て力の充実

少子化や身近な地域でのつながりの希薄化が進む中、子育て世帯の保護者を孤立させないためには、日常生活の中で気軽に声を掛け合い、地域との相互のつながりが大切です。

地域における子育て力の充実を図るため、保育所・認定こども園・幼稚園・学校等の関係機関とともに、地域総ぐるみのネットワークによる舞鶴子ども育成支援協会、地域子育て支援協議会、自治会、民生児童委員等の関係機関が連携・協力し、こどもまんなか社会を全体で支える仕組みを整えます。

□主な取り組みの方向

○地域における身近な交流の場の確保

地域の中で乳幼児を持つ親同士が交流したり、こども同士が遊べたりする場と機会の提供、子育て家庭が孤立せず、地域全体で子育てを見守る環境づくりなど、地域や関係機関と連携して支援していきます。

○市内各種団体の活動支援

舞鶴子ども育成支援協会、地域子育て支援協議会、NPO法人、こども食堂等の各種団体が実施するこども・子育てに関する取り組みを支援します。

(2) 安全・安心なまちづくりの推進

こどもを犯罪等の被害から守るため、また、不良行為の未然防止のため、身近な地域での見守り活動による支援をはじめ、警察、保育所・幼稚園・認定こども園、学校、PTA等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な防犯対策等を推進します。

また、スマートフォンやSNSを始めとするツールや情報サービスの広がり、インターネットの利用環境が拡大していく中で、こどもたちにとって有害となる情報が簡単に入手できる時代となっていることから、サイトの安全な使い方とオンライン上での行動について、防犯意識を高めるための情報提供、啓発活動の推進に努めます。

こどもが安心して通学・下校ができるように、学校、地域、警察や交通ボランティア等との連携により、交通事故防止対策を進めます。

また、公園施設（遊具等）や安心して子育てができる設備等の充実を図るとともに、自転車通行帯、歩道等の道路環境のハード面の整備についても必要に応じて進めていきます。

□主な取り組みの方向

○啓発活動の推進

インターネットやSNS等の普及により、容易に多様な情報を得ることができるようになったことから、全国ではこどもたちが知らない間に被害者・加害者になるような事案も発生しているため、警察、学校、地域、行政、関係機関が連携して、こどもを

犯罪被害等から守るための啓発活動を実施します。

○市内各種団体の活動支援

通学路における事故や犯罪等を未然に防止するために、警察、学校、保護者、地域等が協力して取り組んでいる自主防犯ボランティア団体の活動など、地域における各種団体の活動を支援します。

○青少年健全育成支援

次代を担う子どもたちが非行や犯罪に走ることなく、心身ともに成長できるよう、学校や地域、警察、ボランティア団体等と連携して見守り活動を継続します。